

引越しシーズン 水道の届出はお早めに

引っ越しなどにより、水道の使用を中止するとき、使用者が変わるときは、3～4日前までに水道課へご連絡ください。

お届けが無い場合、現在登録いただいている使用者に料金をご請求することとなります。ご予定が決まりしだいお早めにお知らせくださるようお願いいたします。

水道料金のお支払は、

便利な「口座振替を」ご利用ください。

■手続きは簡単です

最近お支払いただいた水道料金の領収書と印鑑をお持ちになり、取扱金融機関の窓口でお申込みください。

納入通知書の裏面には「口座振替依頼書」が印刷されていますので、ご記入のうえ、金融機関または水道課へご提出いただくことでもお申込みいただけます。

■取扱金融機関（下記の本店または各支店）

- | | | | |
|-----------|------------|--------------|-------|
| ・ 埼玉りそな銀行 | ・ U F J 銀行 | ・ 三井住友銀行 | ・ 郵便局 |
| ・ りそな銀行 | ・ 武蔵野銀行 | ・ 東和銀行 | |
| ・ 埼玉縣信用金庫 | ・ 中央労働金庫 | ・ 埼玉中央農業協同組合 | |

ご注意ください！

水道課では、特別な要請がない限り各家庭や事業所への立ち入りによる水質検査や水道管の点検・洗浄は行っておりません。また、水道課の職員が浄水器などの販売を行ったりすることはありませんので、ご注意ください。

ご不審なことがありましたら、水道課までお問合せください。